

承第3号

令和5年度山梨県一般会計補正予算(第1号)

令和5年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,748,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		58,662,309	907,353	59,569,662
	2 国庫補助金	37,190,524	907,353	38,097,877
歳 入 合 計		498,840,747	907,353	499,748,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		60,339,594	907,353	61,246,947
	2 児 童 福 祉 費	15,851,479	907,353	16,758,832
歳 出 合 計		498,840,747	907,353	499,748,100

専決処分した理由

原油価格・物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、国制度による給付金を支給するとともに、併せて県独自の給付金を支給することとした。

これらに要する予算について補正する必要があったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月25日専決処分したものである。